

埼玉県警察犯罪被害者支援スーパーバイザーの委嘱及びスーパービジョン実施要領

令和3年3月31日

務 第 671 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察犯罪被害者支援スーパーバイザーの委嘱及びスーパービジョン実施要領
の制定について（通達）

事件又は事故の被害者及びその家族（以下「被害者等」という。）に対しては、犯罪被害者支援活動に携わる警察職員による相談受理、カウンセリング等の適宜適切な対応が求められているところであるが、これらの対応には被害者等の心理に関する高度な知識及び技術が必要となるほか、犯罪被害者支援活動に当たり、被害者等の状況を間近に見ること、被害者等の心情に接することなどにより極めて強いストレスを受け、警察職員が心身に変調を来すおそれもある。

そこで、被害者等の視点に立った犯罪被害者支援活動及び警察職員の心身の健康の保持に関する事項について、精神医学、臨床心理学等に係る専門的技能を有する部外の専門家から助言又は指導を受けることができる制度を構築し、もって本県警察の犯罪被害者支援をより一層推進するため、みだしの要領を別添のとおり制定し、令和3年4月1日から実施することとしたから、効果的な運用を図られたい。

別添

埼玉県警察犯罪被害者支援スーパーバイザーの委嘱及びスーパービジョン実施要領

第1 趣旨

この要領は、職員（会計年度任用職員を含む。以下同じ。）の犯罪被害者支援活動における被害者等（事件又は事故の被害者及びその家族をいう。以下同じ。）への対応に関する知識及び技術の向上、代理受傷対策等を目的として、埼玉県警察犯罪被害者支援スーパーバイザー（以下「スーパーバイザー」という。）の委嘱及びスーパービジョンの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

(1) スーパーバイザー

犯罪被害者支援に関する学識及び経験が豊富な精神科医、臨床心理士等であって、職員が行う被害者等への対応、カウンセリング等の犯罪被害者支援活動に関し、技術支援又は代理受傷対策の観点から助言又は指導を行う者として、警察本部長（以下「本部長」という。）から委嘱を受けたものをいう。

(2) スーパービジョン

職員が犯罪被害者支援活動についてスーパーバイザーに相談し、これに基づきスーパーバイザーが専門的な助言又は指導を行うことをいう。

(3) 犯罪被害者支援カウンセラー

警務部警務課犯罪被害者支援室（以下「支援室」という。）に勤務する公認心理師又は臨床心理士の資格を有する職員であって、被害者等のカウンセリングをはじめとする犯罪被害者支援活動を行うものをいう。

(4) 代理受傷

犯罪被害者支援活動に従事する職員が、被害者等の状況を間近に見ること、被害者等の感情の表出に直面することなどにより、極めて強いストレスを受け、心身に変調等を来すことをいう。

第3 スーパーバイザーの委嘱、職務等

1 委嘱の手続

(1) 推薦

警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、次に掲げる要件を満たす者の中から適任者を、埼玉県警察犯罪被害者支援スーパーバイザー推薦書（別記様式１）により本部長に推薦するものとする。

- ア 大学等の研究者、精神科医、公認心理師、臨床心理士等であって、精神医学、臨床心理学、カウンセリング等に関し、専門的な知識及び技能を有するものであること。
- イ 犯罪被害者支援の重要性及び必要性について、十分な理解を有する者であること。
- ウ 人格及び行動について、社会的信望を有する者であること。

(2) 委嘱

本部長は、前記(1)により推薦された者を適任と認めるときは、委嘱状（別記様式２）を交付してスーパーバイザーに委嘱するものとする。

2 任期

スーパーバイザーの任期は１年とする。ただし、再委嘱することができる。

また、任期終了前に解嘱となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 職務

スーパーバイザーは、職員が実施する被害者支援活動等のうち、次に掲げる事項について、必要な助言又は指導を行うものとする。

- (1) 個別事案における被害者等への対応、カウンセリング等に関すること。
- (2) 職員の代理受傷防止対策に関すること。
- (3) 専門機関への引継ぎに関すること。
- (4) その他スーパーバイザーの専門的知識及び技能を必要とする事項に関すること。

4 秘密の保持

スーパーバイザーは、委嘱の終了後も含めて、職務上知り得た秘密について、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。

5 解嘱の手続

(1) 具申

警務課長は、スーパーバイザーが次のいずれかに該当すると認めるときは、埼玉県警察犯罪被害者支援スーパーバイザー解嘱具申書（別記様式３）により、当該スーパーバイザーの解嘱を本部長に具申するものとする。

- ア 前記１(1)に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

- イ スーパーバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。
- ウ 心身の故障等により、職務が遂行できなくなったとき。
- エ 本人から辞任の申出があったとき。
- オ その他解嘱すべき相当な理由が認められるとき。

(2) 解嘱

本部長は、前記(1)による具申を受けた場合において、当該スーパーバイザーについて解嘱の必要性を認めたときは、これを解嘱することができるものとする。

6 謝金

スーパーバイザーに対する謝金は、別に定める基準により支給する。

第4 スーパービジョンの実施

1 対象職員

犯罪被害者支援活動に携わる全ての職員

2 実施依頼

犯罪被害者支援活動に携わる職員の上司である幹部職員（警部以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員をいう。以下「幹部職員」という。）は、スーパービジョンを受けさせることが必要又は有効と認める対象職員を把握したときは、電話、メール等適宜の方法により、警務部警務課犯罪被害者支援室長を経て警務課長にスーパービジョンの実施を依頼することができるものとする。ただし、対象職員本人からの依頼を妨げるものではない。

3 実施の判断

警務課長は、次のいずれかに該当する場合には、対象職員にスーパービジョンを受けさせるものとする。

- (1) 前記2により幹部職員から依頼を受けた場合において、当該依頼の内容、事案の軽重、対象職員又は被害者等の状況等の要素を総合的に勘案してスーパービジョンの実施が適当であると判断したとき。
- (2) 前記2により対象職員本人から依頼を受けた場合において、対象職員の意向等を踏まえた上で幹部職員と協議し、前記(1)記載の要素を総合的に勘案してスーパービジョンの実施が適当であると判断したとき。
- (3) 犯罪被害者支援カウンセラー等の支援室において勤務する職員について、スーパービ

ジョンの実施が必要であると判断したとき。

- (4) その他支援室の業務を通じてスーパービジョンの実施が必要であると認められる職員を把握した場合において、当該職員の意向等を踏まえた上で幹部職員と協議し、スーパービジョンの実施が適当であると判断したとき。

4 対象職員への通知

警務課長は、前記3によりスーパービジョンの実施を決定したときは、日程を調整した上で、対象職員が属する所属の長に対し、実施日時等の詳細について通知するものとする。

5 実施方法

スーパービジョンについては、原則としてスーパーバイザーが指定する場所において、面接により行うものとする。この場合においては、対象職員の希望により犯罪被害者支援カウンセラーが同行するものとする。

6 実施後の措置

警務課長は、スーパービジョンの実施後、犯罪被害者支援に係る技術支援又は代理受傷の観点から組織的な対応を図る必要があると判断したときは、必要に応じ、対象職員が属する所属の長に実施結果を提供するものとする。この場合において、当該所属長は、実施結果を踏まえた必要な措置を講じるものとする。

第5 幹部職員の責務

1 部下職員の管理

幹部職員は、部下職員の個々の能力、特性等を理解した上で、当該部下職員の犯罪被害者支援活動に係る従事状況、取扱事案の軽重等を確実に把握し、一部の職員に犯罪被害者支援活動に伴う負担が集中しないよう、適切な業務の割り振り、指示等に努めなければならない。

2 組織的な代理受傷対策の推進

幹部職員は、犯罪被害者支援活動に伴う代理受傷が、年齢、性別、経験年数等に限らず、誰にでも起こり得るものであることを十分に認識し、平素から部下職員の精神的負担に配慮するとともに、問題を抱える部下職員を把握した場合には早期に適切な対応を図らなければならない。

3 教養の実施

幹部職員は、捜査と犯罪被害者支援は警察活動の両輪であることを十分に認識し、部下職員の犯罪被害者支援に関する知識、技術等を向上させるための教養の推進に努めなければならない。

第6 留意事項

本要領の運用に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) スーパービジョンは、警察の責任において実施する犯罪被害者支援活動等の参考とするものであり、過度の負担をスーパーバイザーに強いることのないよう配慮するとともに、良好な関係の維持に努めること。
- (2) 所属長は、効果的な犯罪被害者支援の推進及び職員の代理受傷対策のため、本要領を積極的に運用すること。
- (3) 前記第4の3によりスーパービジョンの実施に至らなかったときは、犯罪被害者支援カウンセラーが対象職員の相談に対応することとする。
- (4) 本要領の運用に関して疑義が生じた場合は、その都度、警務課長と協議すること。

第7 事務処理

本要領に関する事務は、警務部警務課において処理する。

実施日

この通達は、令和3年4月1日から実施する。

(様式省略)